

指定管理者制度活用事業 評価シート

1. 基本事項

施設名称	川崎市第3グループ老人いこいの家	評価対象年度	令和4年度
事業者名	・事業者名 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 ・代表者名 会長 浮岳 堯仁 ・住 所 川崎市中原区上小田中六丁目2番5号	評価者	高齢者在宅サービス課長
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日	所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

2. 事業実績

利用実績	(1)利用者数 (2)入浴者数 (3)教養の向上に関する事業 (4)レクリエーション等に関する事業 (5)多世代交流・地域交流に関する取組	51,574人(個人25,000人、団体26,574人) 215人(69回) 6,655人(634回) 1,284人(45回) 1,025人(43回)
収支実績	○収入 (内訳) 指定管理料 (内訳) 事業収入 ●支出 (内訳) 人件費 (内訳) 事務費 (内訳) 事業費 ◎収支差引額	47,395,577円 47,307,577円 88,000円 51,298,378円 40,685,979円 9,387,578円 1,224,821円 -3,902,801円
サービス向上の取組	<p>・新型コロナウイルス感染症対策に留意しつつ、高齢者の介護予防に資する取組を実施するほか、利用者満足度調査や意見箱の設置等を通じて利用者ニーズを把握し、民生委員や地域包括支援センター等関係機関との連携を密にすることで、各施設をとりまく地域の状況を把握しながら、地域福祉活動拠点としての施設運営に努めている。</p> <p>・新規利用者の確保のための広報活動を行いつつ、スマホ相談会や子育て世帯のための事業を開催するなど、地域交流事業に取り組むことで、地域の福祉拠点としての役割を果たしている。</p>	

3. 評価

分類	項目	着眼点	配点	評価段階	評価点
適正な業務実施	心身へのきめ細やかな配慮	高齢者の心身への配慮について適正かつきめ細やかだったか。	5	3	3
	地域交流の推進	地域に根ざした施設として、地域交流は積極的に実施し、推進しているか。	5	3	3
	介護予防のための取組の充実	介護予防に資する取組が前指定管理期間よりも充実しているか。	5	3	3
	施設の利用促進	新たな利用者の確保策など、施設の利用促進に資する取組を実施したか。	5	3	3
	適切な臨機の対応	通常の施設運営に影響をきたす事由が発生した際に、適切に対応し事業を実施しているか。	4	4	3.2
	生活相談の積極的な取組	生活相談の取組を積極的に実施したか。	4	3	2.4
	<p>(評価の理由)</p> <p>【心身への配慮】 ・高齢者の心身への配慮については、利用者への声掛け・日々のコミュニケーションによる心身状態の確認や、熱中症や新型コロナウイルス等の疾病予防の注意喚起を重点的に行うとともに、認知症が疑われる利用者等については地区民生委員等と連絡をとり、必要に応じて区役所や地域包括支援センターと連携するなど、きめ細やかな配慮がなされている。また、各区いこいの家担当との連携による情報共有を通じて、事業改善に取り組んでいる。</p> <p>【地域交流の推進】 ・地域交流の推進について、感染症対策に留意しつつ、複数館でいこいの家まつりを開催するとともに、いこいの家への訪問を通じた小学校との交流事業や子育てサロンのほか、こども文化センター、保育園との交流事業を行うなど、地域交流・多世代間交流に取り組んでいる。また、いこいの家利用者の育児経験者から、地域ボランティア募集を検討するなど、次年度以降の交流事業充実に向けて取り組んでいる。</p> <p>【介護予防の取組】 ・介護予防のための取組の充実について、感染症対策に留意しつつ、高齢者の体力増進等を目的とした、軽運動系の体操教室やヨガ教室等の各種講座を開催するとともに、「なかはらパンジー体操」の会場提供・普及活動の協力を行うなど、介護予防に資する取組を実施している。また、新たに、区役所と連携したオンラインによる体操事業を実施するなど、介護予防事業充実に取り組んでいる。</p> <p>【施設の利用促進】 ・施設の利用促進について、いこいの家の活動やポッチャ事業に関するチラシの町内掲示板掲示等の広報活動のほか、地域ニーズを踏まえつつ、将来的なスマートフォンを活用したコンテンツ需要を想定し、事業者の協力によるスマホ教室を開催するなど、新たな利用者確保及び施設の利用促進に資する取組を実施している。また、地域包括支援センターへの月間予定配布を通じて、いこいの家を周知するなど、次年度の広報活動改善に取り組んでいる。</p> <p>【適切な臨機の対応】 ・通常の施設運営に影響をきたす事由が発生した際の対応としては、新型コロナウイルス感染症の対策としての十分な換気や毎日の消毒・清掃作業による衛生管理の徹底のほか、利用者への注意喚起など、感染状況を踏まえた感染症対策を講じつつ、受講定員確保のため、講座等は実施回数を増やすなどの工夫をすることで、各種事業について、中止することなく実施することができており、クラスターも発生していない。</p> <p>【生活相談の取組】 ・生活相談の取組について、日々の利用者との会話から生活に関する相談を聞き取り、必要に応じて、民生委員や地域包括支援センター等と連携して対応しており、支援体制を構築している。また、管理人の資質向上や迅速な対応のための体制づくりなど、次年度の改善に取り組んでいる。</p>				

収支計画・実績	効率的・効果的な支出	計画に基づく適正な支出が行われているか。また、経費削減の取組がなされているか。また、経費削減のために利用者の利便低下や安全・安心の阻害となっていないか。	5	3	3
	適切な会計処理	適正な会計処理が為されているか。	5	3	3
<p>(評価の理由)</p> <p>【効率的・効果的な支出】</p> <p>・収支マイナスについては、年金法の改正に対応した法定福利費の負担増及び作業報酬下限額の増に伴い、職員の人件費が増額したことによるものであること、また、事務費・事業費支出について、概ね計画に基づく事業が実施されていることから、マイナス評価とはせず、標準点が妥当と評価できる。</p> <p>【適切な会計処理】</p> <p>・適切な会計処理については、帳簿等の関係資料を整備するとともに、他の経理と区分し、適正な処理に努めている。</p>					
サービス向上及び業務改善	適切なサービスの提供及びサービスの効果	提供すべきサービスが仕様書や実施計画等に基づいて適切に提供されたか。また、その効果が表れているか。特に、利用者が増加した場合の要因も確認すること。	10	3	6
	業務改善によるサービス向上	業務改善のための指針があるか。業務改善が必要な場合に、現状分析、課題把握、改善策の検討と実施が行われているか。また、具体的な効果が表れたか。	10	3	6
	効率的・効果的な運営	グルーピングによる施設の一体管理が効率的・効果的に行われているか。	4	3	2.4
	利用者ニーズの把握及び事業への反映	利用者ニーズの把握に努めたか。また、利用者ニーズを事業や管理に反映させる取組が為されているか。さらに、独自性が見られるか。	5	3	3
	利用者意見への積極的な対応	利用者からの苦情や意見の受付体制が整備されているか。また、苦情や意見に対して、迅速かつ適切に対応しているか。	5	3	3
<p>(評価の理由)</p> <p>【適切なサービス提供】</p> <p>・適切なサービス提供については、感染症対策に留意しつつ、いこいの家まつりを複数館で開催するほか、高齢者の介護予防に資する講座の開催や生活相談に取り組むなど、概ね仕様書に基づく運営がなされており、適切にサービスが提供されている。</p> <p>【業務改善によるサービス向上】</p> <p>・業務改善によるサービスの向上については、セルフモニタリングの実施のほか、施設運営にあたっての課題や利用者から出た意見について、定期的に職員会議で情報共有を図りつつ、必要に応じて、運営委員会や所管課と連携して対応を協議するなど、業務改善によるサービスの向上に努めている。</p> <p>【効率的・効果的な運営】</p> <p>・効率的・効果的な運営については、グルーピングによる施設の一体管理について、管理運営の均一化を図るなど、適正に管理されている。</p> <p>【利用者ニーズ把握・反映】</p> <p>・利用者ニーズの把握について、利用者満足度調査の実施や意見箱の設置など、利用者ニーズを把握する体制を整えており、利用者の意見を基に、スマホ教室を開催するなど、対応可能なものについては迅速に対応している。また、必要に応じて運営委員会で協議するなど、適切に対応している。</p> <p>【利用者意見への対応】</p> <p>・利用者意見への対応については、必要に応じて、運営委員会等の関係者との情報共有を図るほか、苦情解決実施要綱に基づき、第三者委員からの聞き取りを行える体制を構築しており、利用者意見を反映した施設運営に努めている。</p>					
組織管理体制	適正な人員配置	必要な人員(人数・有資格者等)が必要な場所に適切に配置されているか。	4	3	2.4
	連絡・連携体制の充実	定期または随時の会議等によって職員間や所管課等との連絡・連携が十分に図られているか。	4	3	2.4
	担当者のさらなるスキルアップ	業務知識や安全管理、法令遵守に関する研修等、スキルアップのための取組が充実しており、スタッフのスキルとして浸透しているか。また、その習得状況を確認するための取組があるか。	4	3	2.4
	安全・安心への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・事件・事故、犯罪、災害から利用者を守ることができる適切な安全管理体制となっているか(人員配置、マニュアル、訓練等)。 ・緊急時に警察や消防など関係機関と速やかに連携が図れるよう、連絡体制を構築し、定期的に情報交換等を行っているか。 ・事故発生時の対応について適切だったか、また、再発防止に取り組んだか。 	4	3	2.4
	個人情報等の適切な管理及び法令遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護、その他の法令遵守のルール(規則・マニュアル等)と管理・監督体制が整備され、適切な運用が為されているか。 ・業務日誌・点検記録・修繕履歴等が適切に整備・保管されているか。 	4	3	2.4
<p>(評価の理由)</p> <p>【適正な人員配置】</p> <p>・適正な人員配置については、管理人3名と休暇代替アルバイトによるローテーション勤務とすることで、円滑な施設運営を図り、よりきめ細やかに対応できるような配置としている。</p> <p>【連絡・連携体制】</p> <p>・連絡・連携体制の充実について、定期又は随時に会議等を行うことで、職員間・所管課等との連携を密に取り合うことができ、特段問題も発生していない。</p> <p>【担当者のスキルアップ】</p> <p>・担当者のスキルアップについては、管理人の救命講習受講に加え、意見交換会を実施するとともに、各区の事業担当者の会議を行い、いこいの家をより良く活用するための意見交換や職場内での情報共有を実施することで、スキルアップを図っている。</p> <p>【安全・安心への取組】</p> <p>・安全・安心への取組について、各館で避難訓練を実施しているほか、利用者の緊急連絡先記録簿を作成し、緊急時にはマニュアルに基づき対応できる安全管理体制を構築している。</p> <p>・入浴事業については、定期的に水質調査を実施し感染症予防を徹底するとともに、管理人が随時状況確認のための声掛け等を行うことにより、入浴事故を防いでいる。</p> <p>【個人情報管理・法令遵守】</p> <p>・個人情報等の適切な管理及び法令遵守については、日頃からいこいの家の運営に係わる関連法令を遵守するとともに、個人情報保護法及び個人情報保護規定に基づき、利用者の同意や施錠できるキャビネットでの保管など、適切に運用している。また、業務日誌・点検記録・修繕履歴等の管理記録についても適切に整備・保管されている。</p>					

適正な施設管理	施設・設備の保守管理及び快適な利用環境の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な利用に支障をきたすことのないよう、施設・設備の保守点検や整備等を適切かつ速やかに実施しているか。 ・設備・備品の整備や整頓、利用者が使用する消耗品等の補充が適切かつ速やかに行われているか。 ・施設内及び外構の清掃が適切に行われ、清潔な美観と快適に利用できる環境を維持しているか。 ・施設内及び敷地内の警備が適切に行われ、事件・事故・犯罪等の未然防止に役立っているか。 	4	3	2.4
	外構・植栽管理及び美観向上のための取組	外構の植栽を適切に管理(草刈、剪定、害虫駆除等)しているか。また、美観向上のための積極的な取組をしているか。	4	3	2.4
<p>(評価の理由)</p> <p>【施設保守管理・利用環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の保守管理については、施設の経年劣化によって不備が生じた場合は、各業者へ連絡し迅速に対応しており、施設の安全性や快適性を向上させるための修繕や所管課への情報提供等を行っている。 ・備品の届出、台帳の・確認・更新等を行うとともに、不具合のある備品については、速やかに買い替えるなど、適切に管理が行われた。 ・清掃衛生管理業務については、利用者が快適に施設を利用することができるよう、毎日の清掃を行うことで、清潔な環境を維持するとともに、入浴事業に関しては、定期的に水質検査を行うなど衛生管理に取り組んでいる。 <p>【外構・植栽管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽管理については、節電対策及び地球温暖化対策を目的とした「いこいの家緑のカーテン大作戦」としてゴーヤーを植えており、水やり、追肥、枝の誘引等について、適切に管理が行われた。 					

4. 総合評価

評価点合計	60.8	評価ランク	C
-------	------	-------	---

5. 事業執行(管理運営)に対する全体的な評価

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、市内の感染状況を踏まえた感染症対策を講じつつ、健康増進に関する講座等の各種事業を実施しており、介護予防の取組や入浴事業、生活相談の実施、利用者への積極的な声掛けによる心身への配慮等のほか、いこいの家まつり、子育て世代対象事業や小学校との交流事業を実施することで多世代交流に取り組んでいる。コロナ禍においても、様々な対策や工夫をすることで、クラスターを起さずに、いこいの家の目的である高齢者のふれあいや生きがいがいづくりの場としての機能を果たすことができている。総合評価の結果から、適正であると認められる。

6. 来年度の事業執行(管理運営)に対する指導事項等

- ・高齢者人口の増大に伴い、いこいの家の目的である高齢者のふれあいやいきがい・健康づくりの場、介護予防のための通いの場としての機能を果たしていくため、これまでの利用制限等により減少した利用者の回復と利用継続に資する取り組みを行っていくこと。
- ・市内全区でいこいの家を管理運営しているスケールメリットを活かし、事業運営の実績やノウハウの全市的な共有、市・各区社会福祉協議会や他都市の社会福祉協議会との情報交換等を通じた企画力・調整力を発揮すること。
- ・多くの地域住民が集って、つながり支えあう場となるように、地域の介護予防拠点、活動拠点としての機能を充実させること。
- ・地域包括ケアシステムの構築の中で、地域に根ざした施設として、近隣施設や合築施設等と連携しながら地域交流の推進を図るとともに、より効果的・効率的な施設運営を行うこと。